

特殊健康診断の実施結果等に関する調査 記入要領

1 調査の内容

地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市、県庁所在市、人口 30 万人以上の市）が実施している特殊健康診断（特定業務に従事する労働者に対して行う特別の検診項目による健康診断で、労働安全衛生法第 66 条第 2 項及び第 3 項に定められた健康診断及びじん肺法第 3 条に定められたじん肺健康診断の総称。このほかに行政指導によるものがあります。）の実施結果等を調査します。

2 調査の対象となる健康診断等

- ・調査期間は**令和 4 年度**とします。（暦年で調査している団体は、暦年でも可）
「調査期間」欄に、年度又は年を記載してください。
- ・本調査は、職員を対象とする健康管理事業を対象とします。
なお、共済組合、職員互助会等が地方公共団体と連携して実施している健康診断も対象とします。ただし、次の事業は除いてください。
 - ①健康診断の二次検診又は精密検査として実施するもの
 - ②雇入時又は配置替えの際の健康診断

3 「I 特殊健康診断の実施結果調」

(1) 「1 じん肺健康診断」

- ①じん肺法第 3 条に基づく健康診断の実施結果について記載してください。
- ②上記健康診断の実施結果について、次により記載してください。
 - ・「粉じん作業従事者数」欄は、当該作業に常時従事する職員数とします。
 - ・「じん肺健康診断受診者数」欄は、実際に健康診断を受診した職員数とします。
 - ・「管理 2」「管理 3」「管理 4」の各欄は、じん肺法第 4 条の規定に基づくじん肺管理区分の決定を受けた者の数とします。
 - ・「合併症り患者数」欄は、じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 である者で、じん肺法施行規則第 1 条各号に掲げる合併症により、**令和 4 年度**中に療養を開始した者の数とします。
 - ・「有所見者率」欄は、有所見者数をじん肺健康診断受診者数で除した率とし、小数点第 3 位以下を四捨五入してください。

(2) 「2 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断

（労働安全衛生法第 66 条第 2 項及び第 3 項）」

- ①次の健康診断の実施結果について記載してください。
 - ・高気圧作業安全衛生規則第 38 条に基づく高気圧業務健康診断
 - ・電離放射線障害防止規則第 56 条に基づく電離放射線健康診断
 - ・特定化学物質障害予防規則第 39 条に基づく特定化学物質健康診断
 - ・鉛中毒予防規則第 53 条に基づく鉛健康診断
 - ・四アルキル鉛中毒予防規則第 22 条に基づく四アルキル鉛健康診断
 - ・有機溶剤中毒予防規則第 29 条に基づく有機溶剤等健康診断
 - ・石綿障害予防規則第 40 条に基づく石綿健康診断
 - ・労働安全衛生規則第 48 条に基づく歯科健康診断
- ②上記健康診断の実施結果については、次の定義により記載してください。
 - ・「具体的業務内容」欄は、健康診断の対象となった業務内容や取り扱う具体的な物質名がわかるように記載してください（事業場等の名称でも可）。
なお、記載欄が不足する場合は、欄外の余白等に記載をお願いします。
 - ・「対象人員」欄は、健康診断の検査対象の職員数とします。希望者も対象としている場合は、

その旨を明記してください。

- ・「受診者数」欄は、実際にその健康診断を受診した職員数とします。
- ・「有所見者数」欄は、各健康診断項目の有所見者数の合計ではなく、健康診断項目のいずれかが有所見であった者（他覚所見のみを除く。）の数とします。
 - （注1）1人が複数の検診項目で所見があっても、「有所見者数」は1人と数えます。
 - （注2）健康診断が、第1次検査と第2次検査に分かれているものは、第2次検査を含めて有所見であった者の数とします。
- ・「有所見者率」欄は、有所見者数を受診者数で除した率とし、小数点第3位以下を四捨五入してください。

（3）「3 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断

（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）の内訳

- ①高気圧業務健康診断及び特定化学物質健康診断について、それぞれ業務別、物質別に実施結果を記載してください。
- ②「具体的業務内容」等の記載要領については、「2 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）」と同様とします。

（4）「4 指導勸奨（行政指導）による特殊健康診断」

- ①厚生労働省労働基準局長通達に基づく行政指導による健康診断（別紙参照）の実施結果について記載してください。
- ②「具体的業務内容」等の記載要領については、「2 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）」と同様とします。

（5）「5 貴団体が独自に実施している特殊健康診断等」

- ①下記の健康診断の実施結果について記載してください。
 - ア 法令、通達、人事院規則等の特殊健康診断に準じて独自に実施しているもの（法令等に規定されている検査項目以外の検査項目を実施している健康診断についても記載してください。）
 - イ 下記の一般健康診断
 - ・労働安全衛生規則第45条の2に基づく海外派遣労働者の健康診断
 - ・労働安全衛生規則第47条に基づく給食従業員の検便
 - ウ 労働安全衛生法令以外の法令等に基づく健康診断
 - （例） 船員法施行規則第55条に基づく健康診断
- ②「具体的業務内容」等の記載要領については、「2 法令による（じん肺法を除く）特殊健康診断（労働安全衛生法第66条第2項及び第3項）」と同様とします。

4 「II 特殊健康診断の実施状況調」

貴団体において、特殊健康診断を実施するにあたり留意している点、健康管理・健康指導等の事後措置の実施状況及び独自に実施されている特殊健康診断について記述してください。

5 回答について

回答いただいた調査票を用いて集計いたします。指定の期日までに回答くださいますようお願いいたします。また、回答にあたりましては、様式の変更を行わないようお願いいたします。

(別紙) 行政指導による健康診断が勧奨される業務

番号	業務の内容	根拠通達
1	紫外線・赤外線にさらされる業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
2	著しい騒音を発生する屋内作業場などにおける騒音作業	平成 4 年 10 月 1 日基発第 546 号
3	黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
4	有機りん剤を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
5	亜硫酸ガスを発生する場所における業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
6	二硫化炭素を取り扱う業務又はそのガスを発生する場所における業務（有機溶剤業務に係るものを除く）	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
7	ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
8	脂肪族の塩化又は臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く）を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 31 年 5 月 18 日基発第 308 号
9	砒素化合物（アルシン又は砒化ガリウムに限る）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 34 年 5 月 14 日基発第 359 号
10	フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号
11	アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く）を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号
12	クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号
13	沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務	昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号
14	米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じんを発生する場所における業務	昭和 45 年 1 月 7 日基発第 2 号
15	超音波溶着機を取り扱う業務	昭和 46 年 4 月 17 日基発第 326 号
16	メチレンジフェニルイソシアネート(M. D. I)を取り扱う業務又はそのガスもしくは蒸気を発生する場所における業務	昭和 40 年 5 月 12 日基発第 513 号
17	フェザーミル等飼肥料製造工程における業務	昭和 45 年 5 月 8 日基発第 360 号
18	クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務	昭和 45 年 12 月 12 日基発第 889 号
19	キーパンチャーの業務	昭和 39 年 9 月 22 日基発第 1106 号
20	都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）	昭和 40 年 12 月 8 日基発第 1598 号
21	地下駐車場における業務（排気ガス）	昭和 46 年 3 月 18 日基発第 223 号
22	チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務	昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号 ^{※1}
23	チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等）の取扱いの業務	平成 49 年 1 月 28 日基発第 45 号
24	重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業	平成 25 年 6 月 18 日基発 0618 第 1 号
25	金銭登録の業務	昭和 48 年 3 月 30 日基発第 188 号
26	引金付工具を取り扱う業務	昭和 50 年 2 月 19 日基発第 94 号
27	VDT作業	平成 14 年 4 月 5 日基発第 0405001 号
28	レーザー機器を取扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務	昭和 61 年 1 月 27 日基発第 39 号 ^{※2}

^{※1} 昭和 48 年 10 月 18 日基発第 597 号で一部改正

^{※2} 平成 17 年 3 月 25 日基発第 325002 号で一部改正

※「塩基性酸化マンガン」について、令和 3 年 4 月 1 日から従来の第 2 類特定化学物質である「マンガ及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く）」を「マンガ及びその化合物」と改正し、塩基性酸化マンガが新たに特化則の特定化学物質（管理第 2 類物質）に位置付けられています。